

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第253号	
事故等名	沈没	
発生日時	平成21年9月11日 10時00分ごろ	
発生場所	広島県廿日市市塩屋漁港 新開鼻灯台から真方位242° 1,660m 付近（概位 北緯34° 16.7′ 東経132° 16.0′）	
事故等調査の経過	平成21年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報	
死傷者等	なし	
損傷	機関に濡損	
事故等の経過	本船は、塩屋漁港に着岸して、コンクリートミキサー車から本船のホッパーに生コンクリートを積込み作業中、積荷の重みで着底していることに気付かず、積込み作業を続けていたところ、同作業の振動で左舷側に傾き、海水がブルワークを越えて流入し、平成21年9月11日10時00分ごろ沈没した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、塩屋漁港において、生コンクリートを積込み作業中、傾斜した海底に着底していたことに気付かず、積込みを続けて左舷側に傾き、ブルワークを越えて海水が流入し、沈没した可能性があると考えられる。 船長は、事前に着岸地点付近の水深を調査しなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が塩屋漁港において、生コンクリートを積込み作業中、着底していることに気付かなかつたため、積込みを続けて左舷側に傾き、海水がブルワークを越えて流入し、沈没したことにより発生した可能性があると考えられる。	